

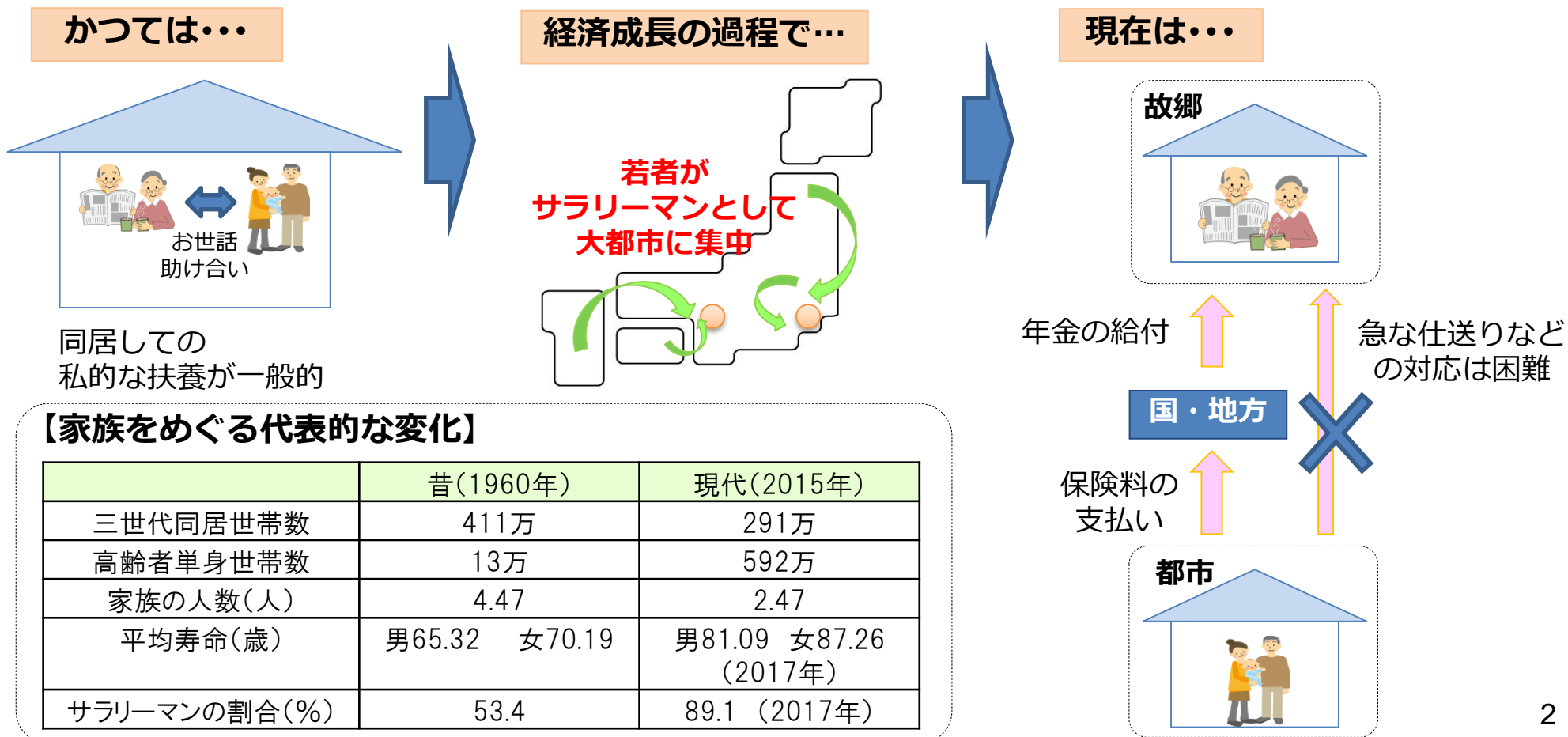
年金制度の意義・役割と これまでの経緯等について

厚生労働省年金局
2022年10月25日

公的年金制度の役割、機能

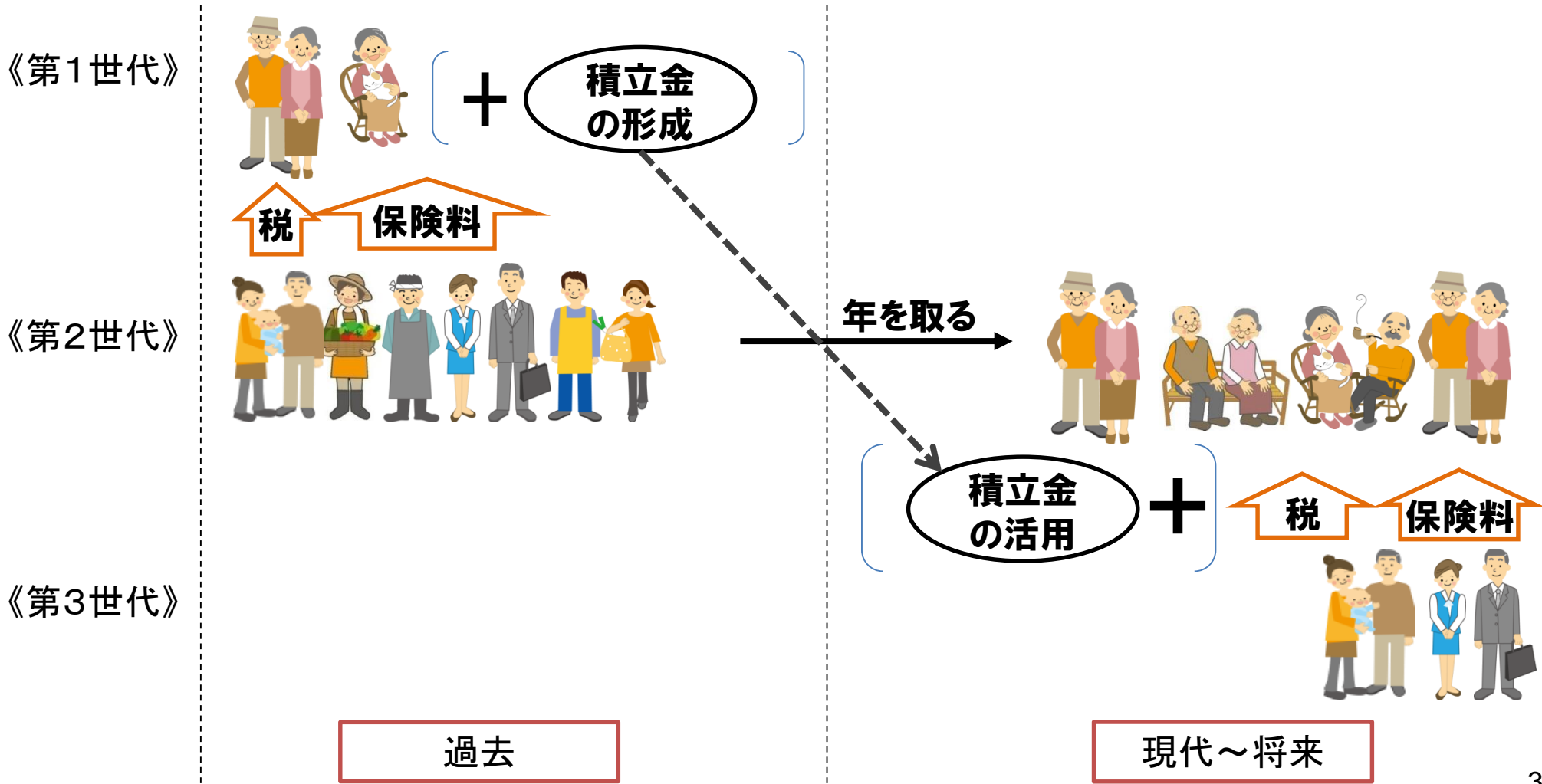
公的年金制度が整備された背景

- かつては、親と同居して農業や自営業を一緒に営む人が多く、自分で親を養っていた。
 - 経済成長の過程で、親と別居して都市で働く人が多くなったため、自分で親を養うことが難しくなっていた。こうした社会変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備された。
- 公的年金制度によって、親の扶養のための費用の負担が軽減されている。



公的年金制度は、「仕送り」を社会化したもの

- 日本を含め先進各国の公的年金制度は、いずれも、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組み（＝賦課方式）を基本とした財政方式となっている。
- なお、我が国においては、将来の高齢化の進展に備え相当程度の積立金を保有し、その活用により、将来世代の保険料水準が高くなりすぎないように配慮している。



公的年金は、予測できない将来に備える生涯にわたる「保険」

老後に備えて貯蓄をしても…

人は、何歳まで生きるかは予測できない
(どれだけ貯蓄をすればよいのかわからない)

いつ、障害を負ったり、小さな子どもがいる時に
配偶者を亡くす(=所得を失う)か、わからない

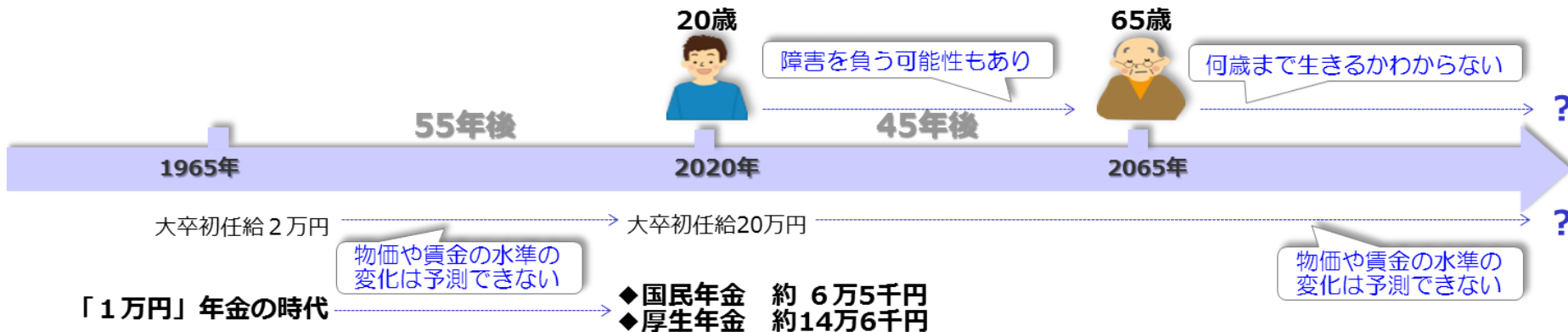
50年後の物価や賃金の変動は予測できない
(貯蓄しても、将来目減りするかもしれない)

公的年金なら…

終身(亡くなるまで)の支給

障害年金・遺族年金の支給

実質的な価値に配慮した年金の支給



昔と今の物価

品 目		1965年	→	2020年
鶏肉	100g	71.8円		128円(1.8倍)
牛乳	瓶1本	20円		133円(6.7倍)
カレーライス	1皿	105円		714円(6.8倍)
コーヒー(喫茶店)	1杯	71.5円		512円(7.2倍)
ノートブック	1冊	30円		162円(5.4倍)

一般に、民間金融機関が販売する個人年金保険(金融商品)は、**将来の物価上昇を考慮しておらず、有期の支給が中心となっています。**(「将来、〇万円を払います」、「10年間払います」など)

(出典：小売物価統計調査)

公的年金制度の機能

1 貧困の予防・救済

社会保険の仕組みの下で、**所得が減少又は喪失しがちな高齢者、障害者及び遺族**に対して所得を保障し、これらの者の生活を保障することで**貧困に陥るのを予防**する。

2 所得再分配

国民や事業者から保険料や税を徴収して、それを財源に年金を高齢者等に支給することによって、**高所得者から低所得者へ所得を再分配する**。（高所得者による加入忌避を防止するための**強制適用**）

3 経済の安定・成長

継続的な金銭の支給により**消費支出を安定的**にし、消費性向の高い年金受給者の有効需要を喚起する。これらにより景気変動をなだらかにすることで、失業者等の増加を防ぐ可能性がある。

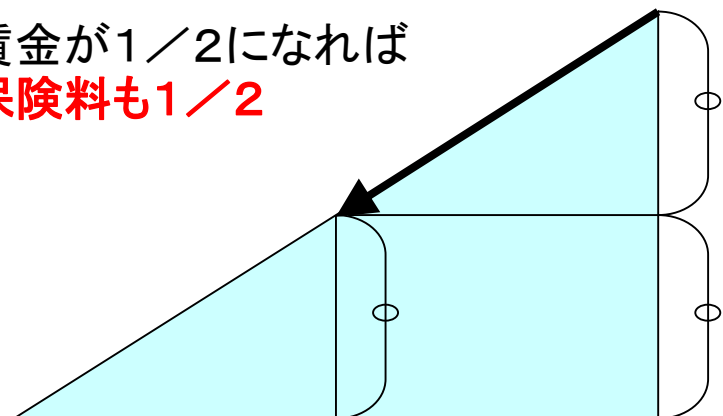
公的年金の所得再分配機能

- 厚生年金制度は、**2階建て構造(1階部分が定額)**であるため、**保険料や国庫負担による所得再分配機能**を持つ。

(賃金水準が1/2になれば、保険料は1/2になるが、基礎年金額は賃金の多寡で変わらないため、年金額は1/2よりも大きい。)

保険料 = 賃金に比例

賃金が1/2になれば
保険料も1/2

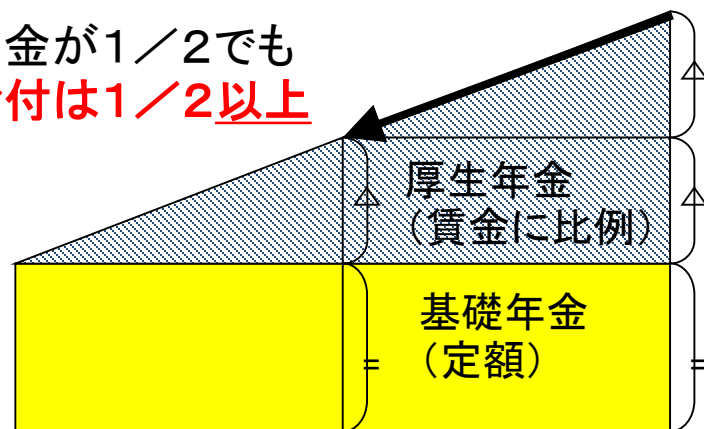


月収 0.5W

月収 W

給付 = 厚生年金(賃金に比例) + 基礎年金(定額)

賃金が1/2でも
給付は1/2以上



月収 0.5W

月収 W

個々の世帯(個人)で見れば、現役時代の賃金の差に比べ、年金額の差は小さい

- 賃金と年金額の関係性

賃金	40万円	20万円
年金額 (基礎+厚年)	14.7万円	10.6万円

50%

72%

※ 年金額は、被保険者期間40年、給付乗率5.481/1000と仮定し、令和4年度に65歳に到達し老齢基礎年金及び老齢厚生年金を受給開始する者について計算したもの。

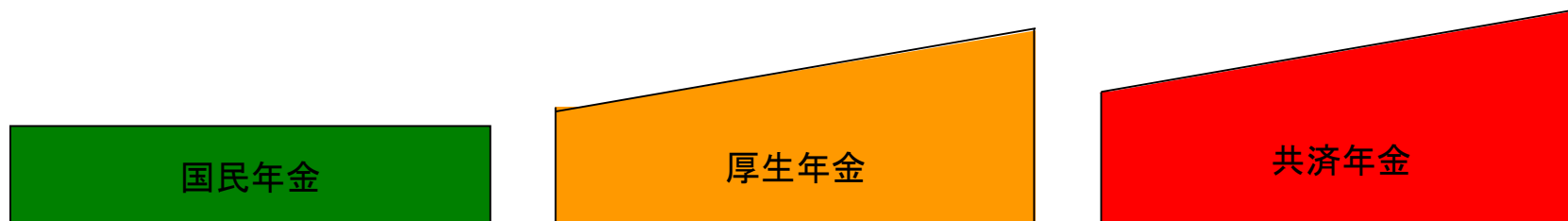
これまでの経緯

主な年金制度改革（年表）

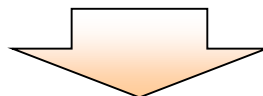
制度の創成	昭和17(1942)年	労働者年金保険法の発足（昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称）
	昭和29(1954)年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36(1961)年	国民年金法の全面施行(国民皆年金)
制度の充実	昭和40(1965)年	1万円年金
	昭和44(1969)年	2万円年金
	昭和48(1973)年	5万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への 対応	昭和60(1985)年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成 2(1990)年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成 6(1994)年	厚生年金(定額部分)支給開始年齢の引上げ等
	平成 9(1997)年	三共済(JR共済・JT共済・NTT共済)を厚生年金に統合
	平成12(2000)年	厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し(物価スライドのみ)等
	平成14(2002)年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16(2004)年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21(2009)年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
	平成24(2012)年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合2分の1の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28(2016)年	マクロ経済スライドの見直し(未調整部分の繰越し)、賃金・物価スライドの見直し(賃金変動に合わせた改定の徹底)等
令和 2(2020)年	厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方を見直し(在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入)、受給開始時期の選択肢の拡大等 8	

昭和60年の年金制度改革 ～基礎年金の導入～

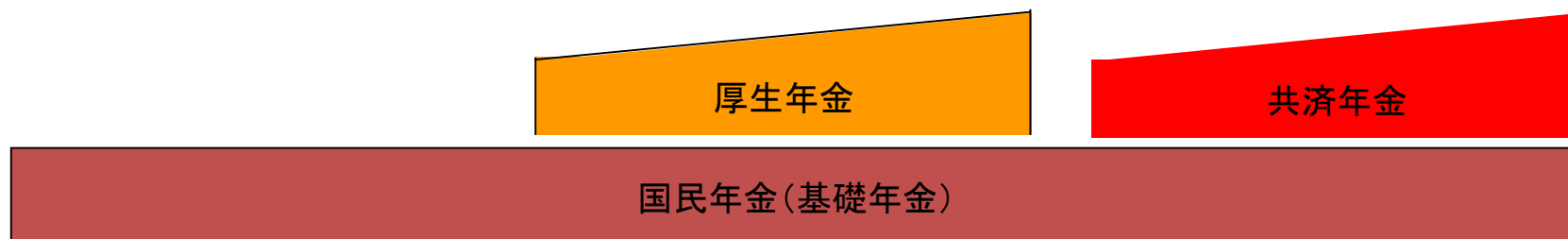
【昭和60年改正前】



- 各制度ごとに支給要件や給付水準、国庫負担がまちまちに設定
- 重複給付がある反面、サラリーマンの妻のように独自の給付を持たないものも存在



【昭和60年改正後】



- 20歳以上60歳未満の全国民で支える全国民共通の基礎年金給付
- 各制度への国庫負担も基礎年金給付の3分の1に統一
- 2階部分の給付設計も厚生年金並びにほぼ統一

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(令和元年12月27日)の概略

I はじめに

1 これまでの年金制度改革の経緯 (P. 1)

公的年金の財政フレームの見直し

平成16年改正前

社会経済情勢の変動に応じて、5年ごとの財政再計算の際に、人口推計や将来の経済見通し等の変化を踏まえて、給付内容や保険料水準を見直し



少子高齢化の進展の中、支給開始年齢の引上げ等が行われる一方、保険料率が25%を超える見通しとなり、若い世代の年金制度に対する不安につながるという意見

平成16年改正後

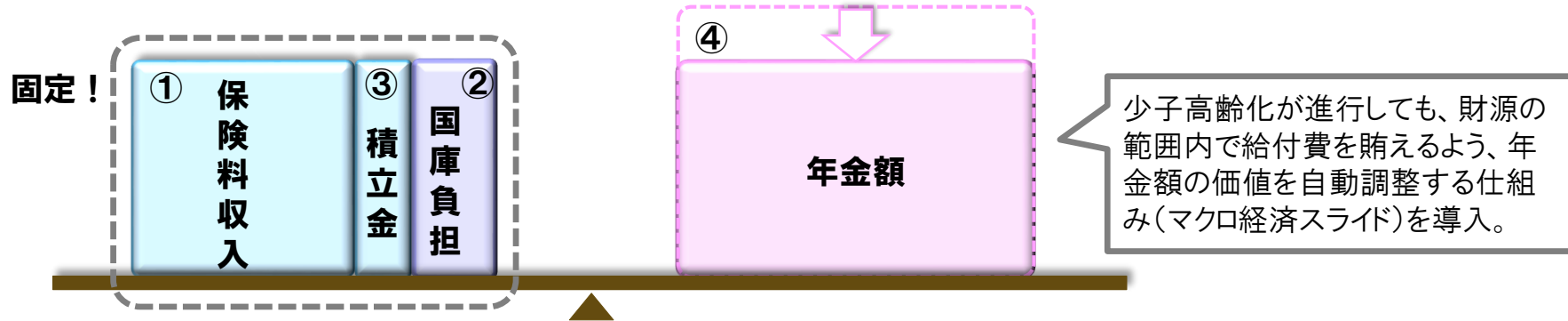
給付と負担の見直し方法を改め、
保険料の引上げを極力抑制しつつ将来の保険料負担の上限を固定し、
その保険料上限による収入の範囲内で給付水準を自動的に調整するという、
新しい給付と負担の見直しの方法を導入



長期的な年金財政の枠組みが構築され、年金制度に対する将来への不安の解消

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

- ・厚生年金 : 18.3%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ)
- ・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,590円(令和4年4月~)

※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元年12月27日）の概略

I はじめに

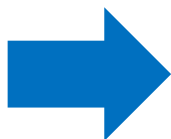
1 これまでの年金制度改革の経緯（P.2）

社会保障と税の一体改革（平成24年）

社会保障・税一体改革大綱

- 基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- 被用者年金制度の一元化
- 短時間労働者への厚生年金適用拡大

等



社会保障・税一体改革関連法により制度改正

平成26年財政検証と平成28年年金改革法

平成26年財政検証

社会保障改革プログラム法において規定された課題の検討に資するため、一定の制度改正（マクロ経済スライドの見直し、被用者保険の更なる適用拡大）を仮定した**オプション試算**を初めて実施

平成28年年金改革法

- 被用者保険の適用拡大の促進
- マクロ経済スライド調整の見直し（キャリアオーバー制の導入）
- 賃金変動に合わせた年金額改定（賃金スライド）の徹底

等



社会保障・税一体改革関連法成立(平成24年)までの経緯

社会保障・税一体改革大綱

(平成24年2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

提出

国年法等改正法案(平成24年2月10日提出)

- ・交付国債の発行による平成24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

提出

年金機能強化法案(平成24年3月30日提出)

- ・低所得者等の年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

削除

代替措置

提出

被用者年金一元化法案(平成24年4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

一部修正

成立した法律

国年法等改正法成立(平成24年11月16日)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による平成24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

年金生活者給付金法成立(平成24年11月16日)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

年金機能強化法成立(平成24年8月10日)

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

被用者年金一元化法成立(平成24年8月10日)

○年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・高所得者の年金額の調整
- ・国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

○一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

社会保障・税一体改革関連法成立後、社会保障制度改革国民会議報告書 (平成25年8月6日)で取り上げられた課題

1 マクロ経済スライドの見直し

- デフレ経済からの脱却を果たした後においても、実際の物価や賃金の変動具合によっては、マクロ経済スライドによる調整が十分に機能しないことが短期的に生じ得る。他方で、早期に年金水準の調整を進めた方が、将来の受給者の給付水準は相対的に高く維持。
- 仮に、将来再びデフレの状況が生じたとしても、年金水準の調整を計画的に進める観点から、マクロ経済スライドの在り方について検討を行うことが必要。
- 基礎年金の調整期間が長期化し水準が低下する懸念に対し、基礎年金と報酬比例部分のバランスに関する検討や、公的年金の給付水準の調整を補う私的年金での対応への支援も合わせた検討が求められる。

2 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大

- 被用者保険の適用拡大を進めていくことは、制度体系の選択の如何にかかわらず必要。適用拡大の努力を重ねることは三党の協議の中でも共有されており、適用拡大の検討を引き続き継続していくことが重要。

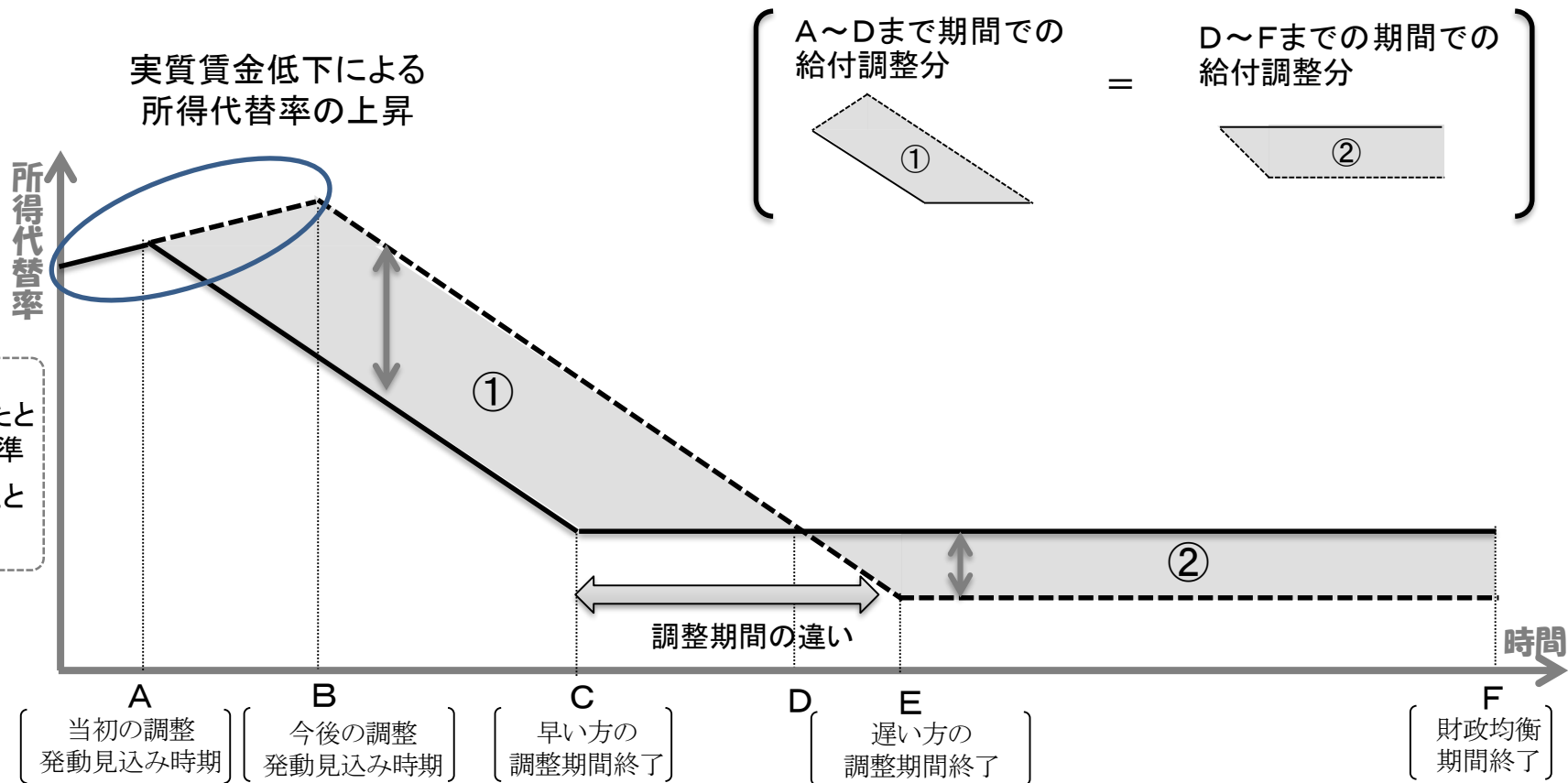
3 高齢期の就労と年金受給の在り方

- 2009年の財政検証で年金制度の持続可能性が確認。また、2025年までかけて厚生年金の支給開始年齢を引き上げている途上。直ちに具体的な見直しを行う環境にはなく、中長期的な課題。
- この際には、雇用との接続や他の社会保障制度との整合性など、幅広い観点からの検討が必要となることから、検討作業については速やかに開始しておく必要。
- 高齢化の進行や平均寿命の伸長に伴って、就労期間を伸ばし、より長く保険料を拠出してもらうことを通じて年金水準の確保を図る改革が、多くの先進諸国で実施。日本の将来を展望しても、65歳平均余命は更に4年程度伸長し、高齢者の労働力率の上昇も必要。
- 2004年改革によって、将来の保険料率を固定し、固定された保険料率による資金投入額に給付総額が規定されているため、支給開始年齢を変えても、長期的な年金給付総額は変わらない。
- したがって、今後、支給開始年齢の問題は、年金財政上の観点というよりは、一人一人の人生や社会全体の就労と非就労(引退)のバランスの問題として検討されるべき。生涯現役社会の実現を展望しつつ、高齢者の働き方と年金受給との組合せについて、他の先進諸国で取り組まれている改革のねらいや具体的な内容も考慮して議論を進めていくことが必要。

4 高所得者の年金給付の見直し

- 世代内の再分配機能を強化する検討については、年金制度だけではなく、税制での対応、各種社会保障制度における保険料負担、自己負担や標準報酬上限の在り方など、様々な方法を検討すべき。また、公的年金等控除を始めとした年金課税の在り方について見直しを行っていくべき。

マクロ経済スライドの発動時期による所得代替率への影響



公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる。

概要

1. 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進(平成29年4月施行)

500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする。)

※平成28年10月から、501人以上の企業等で働く短時間労働者への適用拡大を開始している。

2. 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除(平成31年4月施行)

次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障。この財源として、国民年金保険料を月額100円程度引上げ。

3. 年金額の改定ルールの見直し((1)は平成30年4月、(2)は平成33年4月施行)

公的年金制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額の改定に際して、以下の措置を講じる。

- (1) マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整。
- (2) 賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定する考え方を徹底。

4. 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の組織等の見直し(平成29年10月(一部平成29年3月)施行)

合議制の経営委員会を設け、基本ポートフォリオ等の重要な方針に係る意思決定を行うとともに、執行機関の業務執行に対する監督を行うほか、年金積立金の運用に関し、リスク管理の方法の多様化など運用方法を追加する措置を講ずる。

5. 日本年金機構の国庫納付規定の整備(平成28年12月27日施行)

日本年金機構に不要財産が生じた場合における国庫納付に係る規定を設ける。

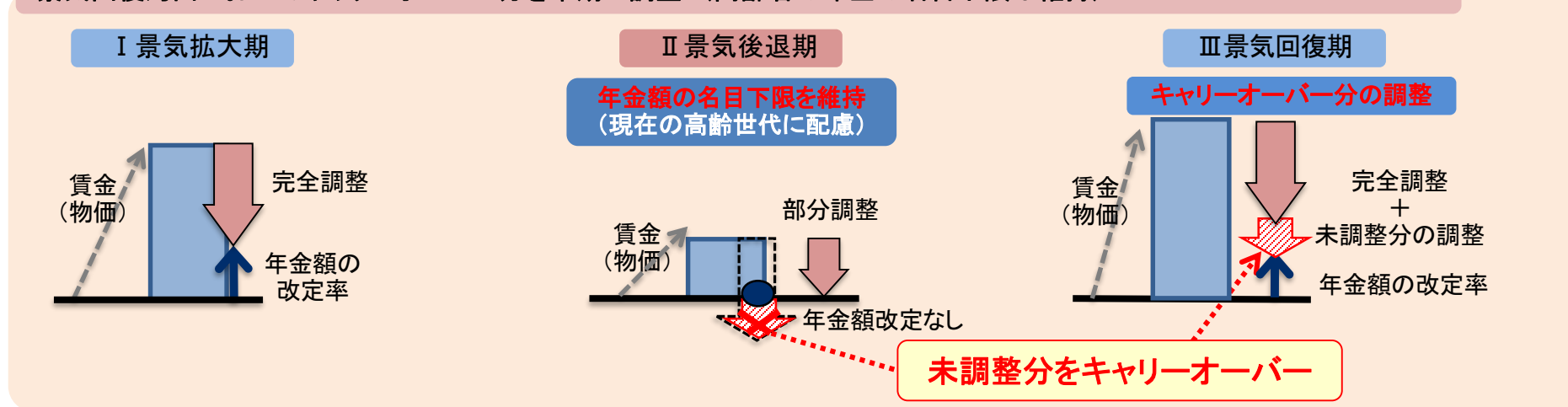
年金額の改定ルールの見直し（平成28年改正法）

○ 制度の持続可能性を高め、将来世代の給付水準を確保するため、年金額改定に際し以下の措置を講じる。

- ① マクロ経済スライドについて、現在の高齢世代に配慮しつつ、できる限り早期に調整する観点から、名目下限措置を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整。【平成30年4月施行】
- ② 賃金・物価スライドについて、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底。【令和3年4月施行】

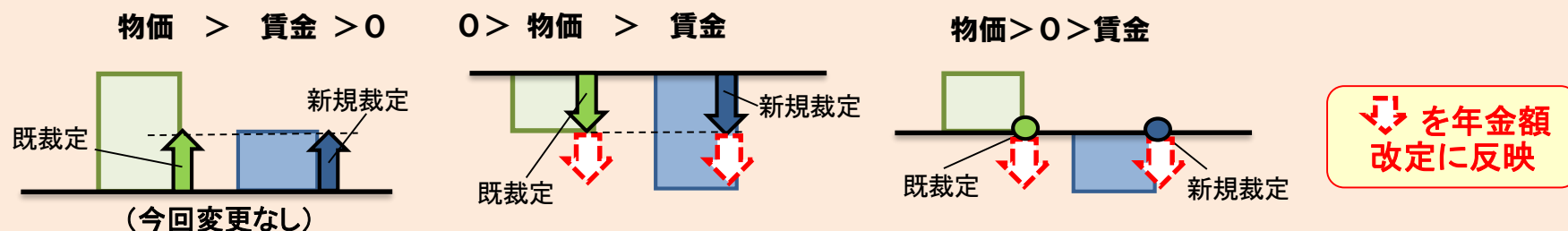
① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）

景気回復局面においてキャリアオーバー分を早期に調整（高齢者の年金の名目下限は維持）



② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）

年金は世代間の仕送りであることから、現役世代の負担能力が低下しているときは、賃金変動に合わせて改定



「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(令和元年12月27日)の概略

I はじめに

2 平成28年年金制度改革後の検討 (P. 3)

平成30年4月～

年金部会において、社会保障制度改革国民会議報告書で課題とされた

- ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ・ 高齢期の就労と年金受給の在り方
- ・ 高所得者の年金給付の見直し

の議論を開始

平成30年12月～

「働き方の多様化を踏まえた社会保険の適用に関する懇談会」を開催

- ・ 適用拡大に伴う関連データや動向の検証
- ・ 関係者からのヒアリング等による実態把握
- ・ 更なる適用拡大に伴う諸課題の分析・整理

報告

令和元年12月

短時間労働者への被用者保険の適用拡大や高齢期の就労と年金受給の在り方等の年金制度において改革を進めるべき事項、今後の年金制度改革の方向性について議論の整理を公表

令和2年改正法検討時の年金部会開催状況

日 程	制度改正関係の議題	日 程	制度改正関係の議題
第1回 H30年4月4日	<ul style="list-style-type: none"> 年金部会における議論の進め方について これまでの制度改正のレビュー 	第9回 R元年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> 2019（令和元）年財政検証の結果について（報告）
第2回 H30年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> 財政検証の意義・役割等について 	第10回 R元年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> 今後の年金制度改正について 被用者保険の適用拡大について
第3回 H30年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の年金制度の動向について 年金額の改定ルールとマクロ経済スライドについて 	第11回 R元年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> 高齢期の就労と年金受給の在り方について
第4回 H30年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> 被用者保険の適用拡大について 年金財政における経済前提に関する専門委員会について（中間報告） 	第12回 R元年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> 高齢期の就労と年金受給の在り方について
第5回 H30年10月10日	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の変容と年金（主として高齢期の就労と年金に関して） 	第13回 R元年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> その他の制度改正事項及び業務運営改善事項
第6回 H30年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の変容と年金（高齢期の長期化、就労の拡大・多様化と年金制度） 	第14回 R元年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> これまでの議論を踏まえて更にご議論いただきたい事項
第7回 H31年1月30日	<ul style="list-style-type: none"> 今後の財政検証の進め方について 	第15回 R元年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障審議会年金部会における議論の整理（案）について
第8回 H31年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> 2019年財政検証について 年金財政における経済前提について（報告） 遺族年金制度について 		

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元年12月27日）の概略

I はじめに

3 2019（令和元）年財政検証（P. 3、4）

令和元年財政検証においては、

- ・新しい将来人口推計と幅広い経済前提の設定に基づく試算
- ・被用者保険の更なる適用拡大、保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢の拡大等、制度改革を実施した場合を仮定したオプション試算

を実施



財政検証結果

- ・経済成長と労働参加が進むケースでは、現行の年金制度の下でも、引き続き、所得代替率50%の給付水準を今後概ね100年間にわたり確保できる
- ・オプション試算Aとして行った被用者保険の更なる適用拡大では、対象者の規模が大きいほど所得代替率や基礎年金の水準確保に効果大きい
- ・オプション試算Bでは、基礎年金の加入期間の延長、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金の加入年齢の上限の引上げ、就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大について試算し、年金の水準確保に影響大きい

給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

－ 幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提:出生中位、死亡中位) －

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率



注: 所得代替率50%を下回る場合は、50%で給付水準調整を終了し、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合。

2019 (令和元) 年財政検証の結果について < 経済: ケースⅢ 人口: 中位 >

- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。

【経済(ケースⅢ)】

・物価上昇率	1.2%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.8%
(参考)経済成長率(実質)	0.4%

【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44				
・平均寿命(2065)	<table border="1"> <tr> <td>男</td> <td>84.95歳</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>91.35歳</td> </tr> </table>	男	84.95歳	女	91.35歳
男	84.95歳				
女	91.35歳				

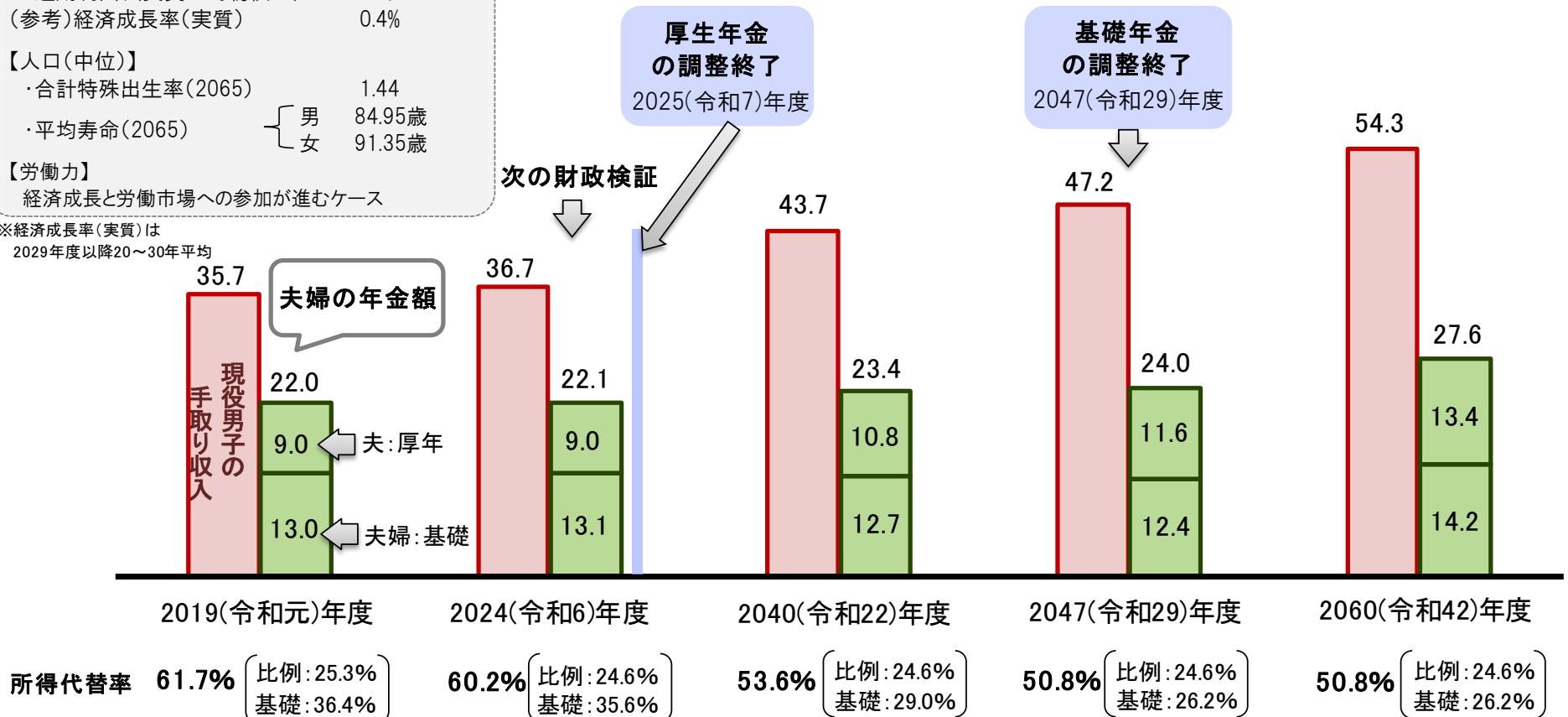
【労働力】

経済成長と労働市場への参加が進むケース

※経済成長率(実質)は
2029年度以降20~30年平均

単位: 万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額



※ 上の図は、新規裁定者の年金について表したものの。

既裁定者の年金額は物価で改定されるため、物価上昇率<名目賃金上昇率となる場合は、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

2019 (令和元) 年財政検証の結果について <経済:ケースV 人口:中位>

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いて微減。

【経済(ケースV)】

・物価上昇率	0.8%
・賃金上昇率(実質<対物価>)	0.8%
・運用利回り(実質<対物価>)	2.0%
(参考)経済成長率(実質)	0.0%

【人口(中位)】

・合計特殊出生率(2065)	1.44
・平均寿命(2065)	男 84.95歳 女 91.35歳

【労働力】

経済成長と労働市場への参加が一定程度進むケース

※経済成長率(実質)は
2029年度以降20~30年平均

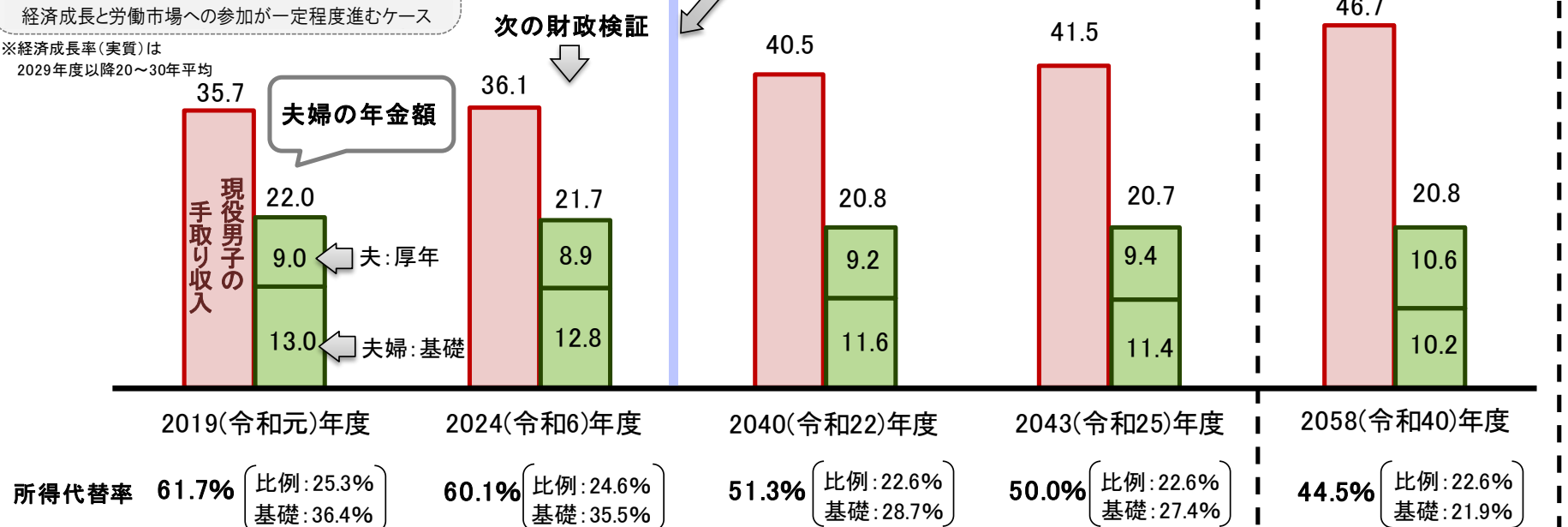
単位:万円(月額)

※ 年金額は物価上昇率で2019(令和元)年度に割り戻した実質額

基礎年金の調整終了

2058(令和40)年度

(仮に、財政のバランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合)



オプション試算の内容

オプションA …被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①(125万人ベース)；被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合

・所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合

適用拡大②(325万人ベース)；被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

・対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③(1,050万人ベース)；一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合

・学生、雇用契約期間1年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。(雇用者の中で月5.8万円未満の者のみ対象外)

オプションB …保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

- ① **基礎年金の拠出期間延長**；基礎年金給付算定時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みとした場合
- ② **在職老齢年金の見直し**；65歳以上の在職老齢年金の仕組みを緩和・廃止した場合
- ③ **厚生年金の加入年齢の上限の引き上げ**；厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ④ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大**；受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。
- ⑤ **就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大(オプションB-④に①～③の制度改正を加味)**；上記①～③の制度改正を仮定した上で、受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。

注；上記④、⑤の試算において、70歳以上の繰下げ増額率は、現行の繰下げ増額率(1月当たり0.7%)を使用すると仮定

※ 参考試算として、2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果进行計算

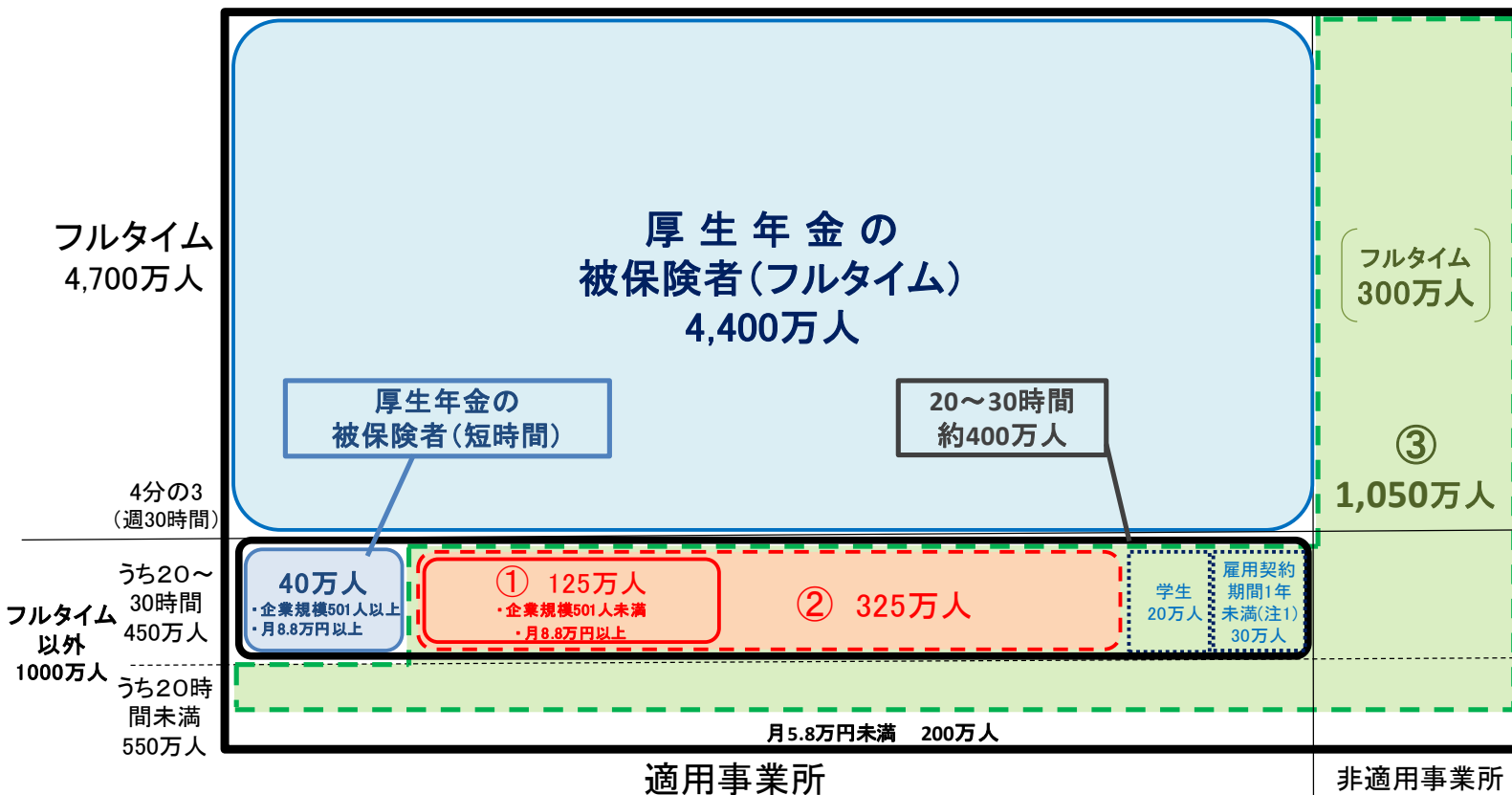
⇒ 2016年年金改革法による年金額改定ルールの見直し、「賃金が低下時に賃金変動に合わせて改定」、「マクロ経済スライド調整の見直し(キャリアオーバー)」のいずれも、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間を短縮し、将来の年金受給者の給付水準の改善に寄与することを確認。

○ 「被用者保険の適用拡大」が年金の給付水準を確保する上で**プラス（特に、基礎年金にプラス）**であることを確認

オプションA 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数【2018年度時点】

〔雇用者全体〕 5,700万人

※70歳以上を除く



【適用拡大者数(万人)】

	計	1号→2号	3号→2号	非加入→2号
適用拡大①	125	45	40	40
適用拡大②	325	90	155	80
適用拡大③	1,050	400	350	300

試算結果

給付水準調整後の
所得代替率

<>内は基礎年金分

現行: ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ
51.9%、50.8%、44.5%
< 26.7%、26.2%、21.9% >

適用拡大①
125万人ベース
(企業規模要件を廃止した場合)
52.4%、51.4%、45.0%
< 27.2%、26.8%、22.4% >

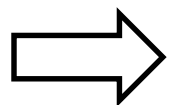
適用拡大②
325万人ベース
(賃金要件、企業規模要件を廃止した場合)
52.8%、51.9%、45.4%
< 27.8%、27.6%、22.9% >

適用拡大③
1,050万人ベース
(一定の賃金収入以上の全被用者へ拡大)
56.2%、55.7%、49.0%
< 31.6%、31.9%、27.2% >

注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

オプションB（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）の全体像



現行制度



オプションBの前提

	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1000万人	750万人	1750万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,750万人	450万人	350万人	150万人	70万人
厚生年金被保険者数	3,850万人	300万人	150万人	(注2)〔60万人〕	〔30万人〕
(1)国民年金の被保険者		オプションB-① 65歳に延長		オプションB-⑤は①～④の全て実施した場合	
(2)厚生年金の被保険者 (注3)				オプションB-③ 75歳に延長	
(3)受給開始時期の選択		繰上げ	繰下げ	オプションB-④ 75歳に延長	
(4)在職老齢年金		28万円基準		47万円基準	オプションB-② 基準の緩和・廃止

○ 「保険料の拠出期間の延長」といった制度改正や「受給開始時期の繰下げ選択」が**年金の給付水準を確保する上でプラス**であることを確認

オプションB 保険料の拠出期間の延長と受給開始時期の選択肢

※ 給付水準調整後のモデル年金の所得代替率の見直し。
<>内は基礎年金分

試算結果

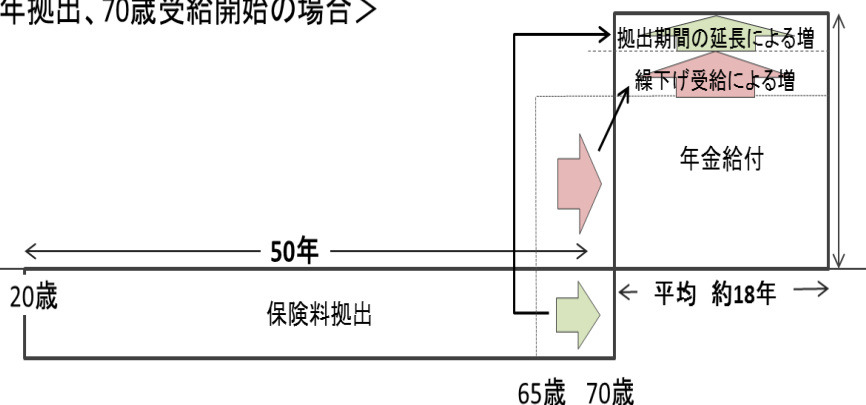
現行：ケースⅠ、Ⅲ、Ⅴ
(20～60歳の40年拠出)
51.9%、50.8%、44.5%
<26.7%、26.2%、21.9%>

- ① 基礎年金の拠出期間延長
(20～65歳の45年拠出)
58.8%、57.6%、51.0%
<30.4%、30.0%、25.6%>
- ② 65歳以上の在職老齢年金の廃止
(20～60歳の40年拠出)
51.6%、50.4%、44.2%
<26.7%、26.2%、21.9%>
- ③ 厚生年金の加入年齢の上限を75歳に引き上げ
(20～60歳の40年拠出)
51.9%、51.1%、44.8%
<26.7%、26.2%、21.9%>

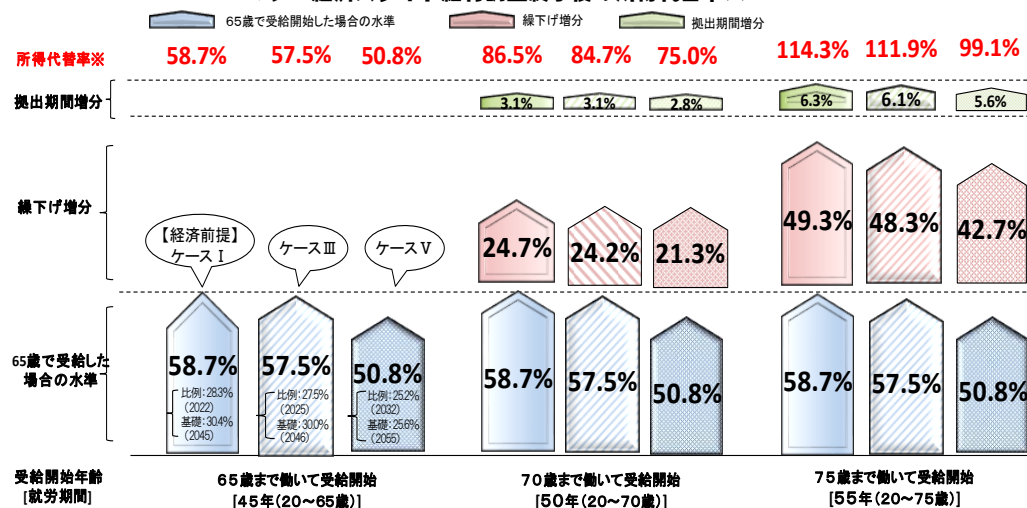
- ④ 繰下げ時期を75歳まで拡大した場合
(75歳まで働いて受給開始した場合)
97.3%、95.2%、83.5%
<49.0%、48.2%、40.3%>
- ⑤ ④に①～③を全て加味した上で加入期間と繰下げ時期を75歳まで拡大し、75歳まで就業して厚生年金に加入(75歳まで働いて受給開始した場合)
114.3%、111.9%、99.1%
<56.0%、55.2%、47.2%>

拠出期間の延長と繰下げによる給付水準上昇のイメージ

<50年拠出、70歳受給開始の場合>



⑤ マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※



令和2年年金制度改正法とその施行状況

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要

(令和2年法律第40号、令和2年6月5日公布)

改正の趣旨

より多くの方がより長く多様な形で働く社会へと変化する中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年改正法)、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法】

- ① 短時間労働者を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、段階的に引き下げる(100人超→50人超)。
- ② 5人以上の個人事業所に係る適用業種に、弁護士、税理士等の資格を有する者が行う法律又は会計に係る業務を行う事業を追加する。
- ③ 厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付を適用する。

2. 在職中の年金受給の在り方の見直し【厚生年金保険法】

- ① 高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額を毎年定時に改定することとする。
- ② 60歳から64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲を拡大する(支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準を、現行の28万円から47万円(令和2年度額)に引き上げる。)

3. 受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】

現在60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択肢を、60歳から75歳の間に拡大する。

4. 確定拠出年金の加入可能要件の見直し等【確定拠出年金法、確定給付企業年金法、独立行政法人農業者年金基金法等】

- ① 確定拠出年金の加入可能年齢を引き上げる(※)とともに、受給開始時期等の選択肢を拡大する。
※ 企業型DC:厚生年金被保険者のうち65歳未満→70歳未満 個人型DC(iDeCo):公的年金の被保険者のうち60歳未満→65歳未満
- ② 確定拠出年金における中小企業向け制度の対象範囲の拡大(100人以下→300人以下)、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和など、制度面・手続面の改善を図る。

5. その他【国民年金法、厚生年金保険法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、児童扶養手当法等】

- ① 国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
- ② 未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加
- ③ 短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ(具体の年数は政令で規定)
- ④ 年金生活者支援給付金制度における所得・世帯情報の照会の対象者の見直し
- ⑤ 児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し 等

施行期日

令和4(2022)年4月1日(ただし、1①は令和4(2022)年10月1日・令和6(2024)年10月1日、1②・③は令和4(2022)年10月1日、4①は令和4(2022)年4月1日・同年5月1日等、4②は令和2(2020)年10月1日・令和4(2022)年10月1日等、5②・③は令和3(2021)年4月1日、5④は公布日、5⑤は令和3(2021)年3月1日 等)

被用者保険の適用拡大に係る見直し

【1】短時間労働者への適用拡大

(1) 企業規模要件 ⇒ 今回の改正では、50人超規模の企業まで適用するスケジュールを明記する。具体的には、**2024年10月に50人超規模**の企業まで適用することとし、その施行までの間にも、できるだけ多くの労働者の保障を充実させるため、**2022年10月に100人超規模**の企業までは適用する。

(参考)見直しによって見込まれる影響(機械的推計)

	50人超	100人超	要件撤廃
■ 新たに適用となる人数	65万人 (要件撤廃時の1/2程度)	45万人 (要件撤廃時の1/3程度)	125万人
■ 所得代替率への効果 (注1) (各段階の企業規模を仮に長期存置した場合)	およそ0.3%増	およそ0.2%増	およそ0.5%増
■ 国費への効果 (医療・介護分のみ(注2))	430億円減	310億円減	800億円減
■ 事業主負担増 (注3)	1,590億円増	1,130億円増	3,160億円増

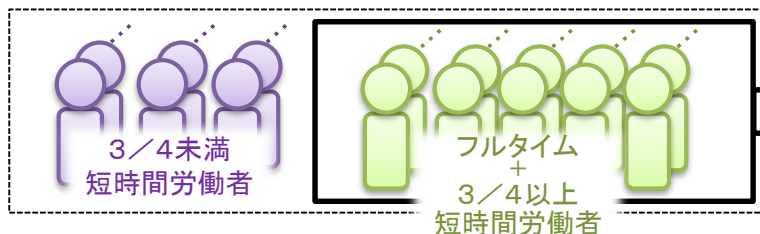
(注1) 所得代替率への効果は、2019年財政検証のケースⅢをもとに機械的に計算。

(注2) 国費への効果については、長期的に見れば、適用拡大による基礎年金水準向上に伴う国庫負担増を考慮する必要があることに留意(たとえば2019年財政検証のケースⅢで機械的に計算すると、給付水準調整終了後の2047年度(約28年後)で50人超の場合は約1,100億円、要件撤廃の場合は約2,100億円(2019年度価格)の国庫負担増となる)。

(注3) 事業主負担増は、厚生年金保険料・健康保険料・介護保険料の負担を加味。

(注4) 上記の推計は、今後の短時間労働者の増減や賃金動向によっては変わりうるもの。

【補足①】 企業規模要件の「従業員数」は、適用拡大以前の通常の被保険者の人数を指し、それ以外の短時間労働者を含まない



- ・ フルタイムの労働者
- ・ 週労働時間が通常の労働者の3/4以上の短時間労働者 (=適用拡大以前の通常の被保険者) の人数で判断

【補足②】 月ごとに従業員数をカウントし、直近12か月のうち6か月で基準を上回ったら適用対象となる

(※) 一度適用対象となったら、従業員数が基準を下回っても引き続き適用。ただし被保険者の3/4の同意で対象外となることができる。

【補足③】 従業員数のカウントは、法人なら同一の法人番号を有する全事業所単位、個人事業主なら個々の事業所単位で行う

(2) 労働時間要件(週20時間) ⇒ まずは週20時間以上労働者への適用を優先するため、**現状維持**とする

【補足】 週20時間の判定は、基本的に契約上の所定労働時間によって行うため、臨時に生じた残業等を含まない

(※) 現行の運用では、実労働時間が2か月連続で週20時間以上となり、なお引き続く見込まれる場合には、3か月目から保険加入。

(3) 賃金要件(月8.8万円) ⇒ 最低賃金の水準との関係も踏まえて、**現状維持**とする

【補足】 月8.8万円の判定は、基本給及び諸手当によって行う。ただし、残業代・賞与・臨時的な賃金等を含まない

(※) 判定基準に含まれないものの例:

- 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)
- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- 時間外労働に対して支払われる賃金、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- 最低賃金において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

(4) 勤務期間要件(1年以上) ⇒ 実務上の取扱いの現状も踏まえて撤廃し、フルタイム等の被保険者と同様の**2か月超の要件**を適用する

【補足】 現行制度の運用上、実際の勤務期間にかかわらず、基本的に下記のいずれかに当てはまれば1年以上見込みと扱う

- 就業規則、雇用契約書等その他書面において契約が更新される旨又は更新される場合がある旨が明示されていること
- 同一の事業所において同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により1年以上雇用された実績があること

⇒ 適用除外となるのは、契約期間が1年未満で、書面上更新可能性を示す記載がなく、更新の前例もない場合に限定されている

(5) 学生除外要件 ⇒ 本格的就労の準備期間としての学生の位置づけ等も考慮し、**現状維持**とする

【2】 非適用業種(法定16業種以外の個人事業所は非適用)の見直し(令和4(2022)年10月施行)

非適用業種 ⇒ 弁護士・税理士・社会保険労務士等の**法律・会計事務を取り扱う土業**については、他の業種と比べても法人割合が著しく低いこと、社会保険の事務能力等の面からの支障はないと考えられることなどから、適用業種に追加

【3】 健康保険の適用拡大

健康保険についても、被用者保険として、厚生年金保険と一体として適用拡大する

※ また、厚生年金・健康保険の適用対象である国・自治体等で勤務する短時間労働者に対して、公務員共済の短期給付(医療保険)を適用する。

在職定時改定の導入

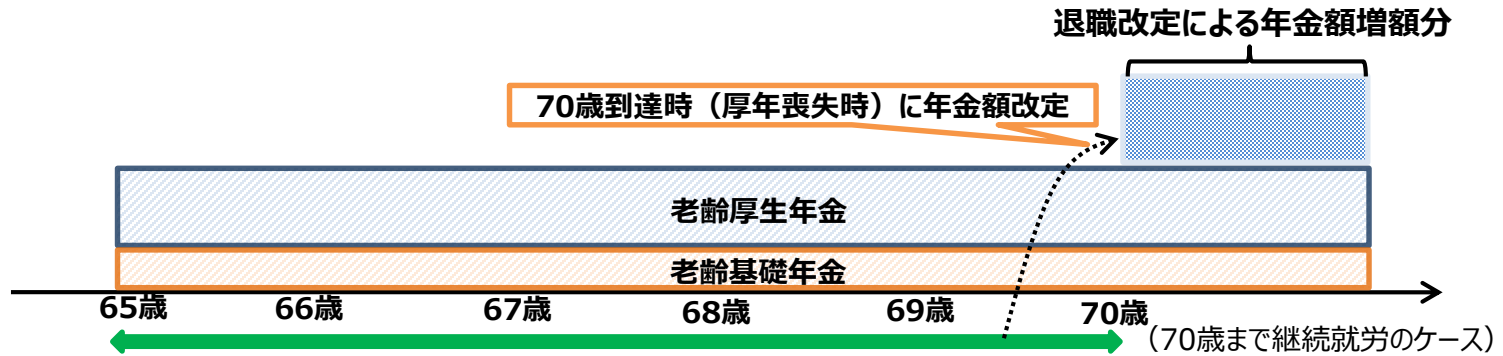
【見直しの趣旨】

- 老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、**資格喪失時(退職時・70歳到達時)**に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定している(いわゆる退職改定)。
- 高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図る。

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

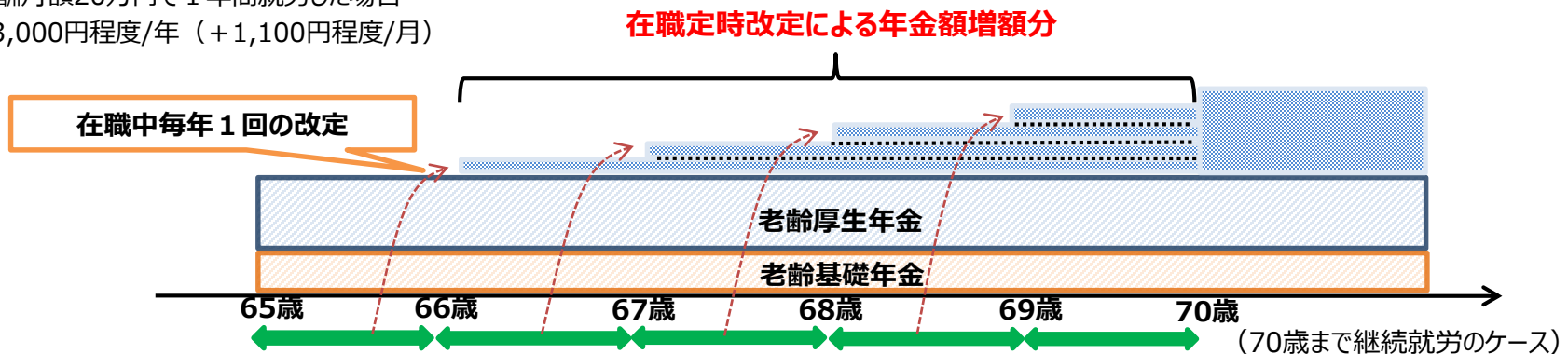
- 65歳以上の者については、**在職中であっても、1年間の保険料納付実績を年金額に反映させる改定を定時に行う。**
(毎年1回、10月分から)

【見直し前】



【見直し内容】

- ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合
⇒ +13,000円程度/年 (+1,100円程度/月)



在職老齢年金制度の見直し

【在職老齢年金制度】

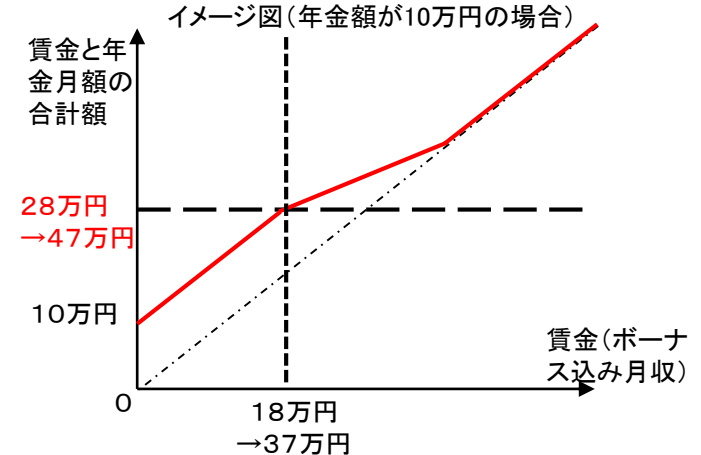
賃金＋老齢厚生年金の合計額が**基準額**を上回る場合は、**賃金の増加2に対し、老齢厚生年金の支給を1停止**する。

【見直し内容】(令和4(2022)年4月施行)

60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)について、

- ・ 就労に与える影響が一定程度確認されている
- ・ 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する
- ・ 制度を分かりやすくする

といった観点から、支給停止の基準額を**28万円**から、**現行の65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)と同じ「47万円」に引き上げる**。



※ 60歳代前半に支給される特別支給の老齢厚生年金は、男性は2025年度まで、女性は2030年度までの経過制度であるため、見直しによる長期的な財政影響は極めて軽微。

【60～64歳の在職老齢年金制度(低在老)】(2022年度末推計)

	見直し内容・考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
見直し前	基準額は28万円 ・ 夫婦2人の標準的な年金額相当を基準として設定。 2000年改正当時のモデル年金額に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。	(2022年度末推計) 約37万人 (在職受給権者の51%)	(2022年度末推計) 約16万人 (約22%)	(2022年度末推計) 約2,600億円
見直し後	基準額を47万円に引上げ ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。(高在老と同じ)	(2022年度末推計) 約11万人 (在職受給権者の15%)	(2022年度末推計) 約5万人 (約7%)	(2022年度末推計) 約1,000億円

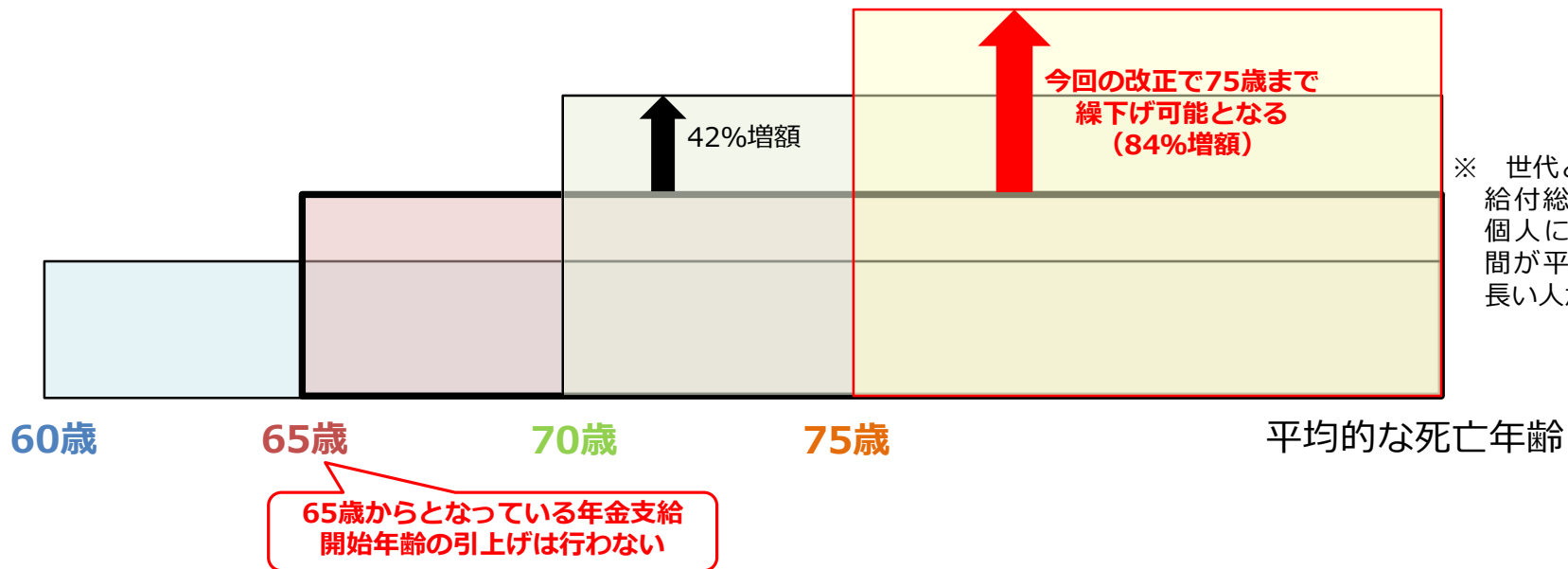
【65歳以上の在職老齢年金制度(高在老)】(2018年度末)

	考え方	支給停止対象者数	うち全額支給停止の対象者数	支給停止対象額
現行	基準額は47万円 ・ 現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含む。)を基準として設定。 1998年度末の現役男子被保険者の平均月収(ボーナスを含まない)に、2003年度からの総報酬制の施行を勘案して2004年度に設定。 (法律上は2004年度価格で「48万円」。)	約41万人 (在職受給権者の17%)	約20万人 (約8%)	約4,100億円

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)の選択肢の拡大について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額が増額(最大42%増額)となる。
- 今回の改正で、この受給開始時期の上限を、**70歳から75歳に引き上げる**。75歳から受給を開始した場合には、年金月額は84%増額となる。(令和4年4月施行)

- ※ 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。
- ※ 繰下げについては、66歳到達以降に選択することができる。
- ※ 改正後の繰下げについては、令和4年4月1日以降に70歳に到達する方が対象となる。



(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

・ 繰上げ減額率 = $0.4\% \times \text{繰り上げた月数 (60歳} \sim \text{64歳)}$

・ 繰下げ増額率 = $0.7\% \times \text{繰り下げた月数 (66歳} \sim \text{75歳)}$

※ 繰上げ減額率は令和4年4月1日以降、60歳に到達する方を対象として、1月あたり0.5%から0.4%に改正。

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳
減額・増額率 (改正前)	76% (70%)	80.8% (76%)	85.6% (82%)	90.4% (88%)	95.2% (94%)	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	150.4%	158.8%	167.2%	175.6%	184% 34

今後の検討課題

「社会保障審議会年金部会における議論の整理」（令和元年12月27日）の概略

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性（P.14～）

議論の視点

- 公的年金制度が長期にわたり老後生活の基本を支えるという役割を果たすには、社会経済や労働市場の変化に対応した制度の在り方について、雇用政策とも連携しながら今後とも検討を進める必要がある。
- 5年に1度財政検証を行う公的年金制度にはPDCAサイクルが組み込まれている。このサイクルにおいて、オプション試算は社会経済の変化に対応した改革志向の議論を進めていく上で必要不可欠なもの。今後とも、課題に対応した内容の充実も含めて、オプション試算を重視した改革論議を進めていくべき。

1 被用者保険の適用拡大

- 本来は、企業規模要件を撤廃し、50人以下の企業に対しても被用者である者には被用者保険を適用すべきであり、今回の50人超規模までの適用拡大により生じる影響の検証を行った上で、更なる適用拡大をどのように進めていくか議論すべき。
- 個人事業主の事業所の適用業種についても、今回追加された土業以外の業種への適用を引き続き検討すべき。さらに、各業界の任意包括適用の活用を促す取組状況を適宜聴取・把握していく必要がある。
- 兼業・副業も含め、適用基準を満たさない就労を複数の事業所で行う者に対する保障の在り方や、フリーランス・ギグワーク・請負型で働く者などが増加する中、制度的には個人事業主であっても実態は雇用に近い働き方をしている者への保障の在り方についての問題が提起されている。
- 第3号被保険者制度については、まずは、被用者保険の適用拡大を進め、被用者性が高い人については被用者保険を適用していくことを進めつつ、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要であり、引き続き、この方向性に沿った対応を進めていく必要がある。

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性（P.14～）

2 高齢期の就労と年金受給の在り方

- 高在老を含めた高齢期の年金と就労の在り方については、引き続き検討を進めていく必要がある。
- 就労の長期化を年金制度に反映することにより、長期化する老後生活の経済基盤の充実が図られるよう、今後の高齢期の就労の変化を念頭に、高齢期の就労と年金の在り方について検討を進めていくことが求められる。
- 高齢者雇用においては、より多様な形での就業機会の確保が進められる中、就労と年金の組合せの選択がより多様で柔軟にできるよう、引き続き検討を続けるべき。

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性（P.14～）

3 年金制度の所得再分配機能の維持

- 基礎年金は、所得の多寡にかかわらず一定の年金額を保障する所得再分配機能を有する給付であり、この調整期間の長期化は、年金制度の所得再分配機能の低下を意味することとなる。この再分配機能を維持することは、基礎年金のみを受給する者だけでなく、厚生年金の受給者にとっても、その高齢期の経済基盤を充実させるために非常に重要。
- 基礎年金の所得再分配機能の維持のためにも、被用者保険の適用拡大を、今回の適用拡大以上に、さらに徹底して進める必要がある。
- 平成28年年金改革法による年金額改定ルールの見直しの影響が、将来世代の給付水準の上昇につながる事が確認されたが、マクロ経済スライドの効果については、引き続き、その状況の検証を行うべき。
- 今後は、基礎年金の所得再分配機能を維持する更なる方策として、保険料拠出期間の延長についても、必要となる財源確保の在り方も検討した上で、就労期間の長期化等の高齢者の雇用実態等も踏まえて検討すべき。
- 基礎年金が、厚生年金と国民年金の被保険者が公平に拠出して支える仕組みであることを踏まえつつ、報酬比例部分と基礎年金のバランスを確保して基礎年金の所得再分配機能を維持していくため、どのような方策が可能か、引き続き検討するべき。

Ⅲ 今後の年金制度改革の方向性（P.14～）

4 その他

- 障害年金・遺族年金についても、社会経済状況の変化に合わせて見直しを行う必要がないか検証し、その結果に基づいた対応についての検討を進めていくべき。
- 広報媒体の多様化や世代の特性も踏まえつつ、様々な媒体を適切に用いた周知を行いながら、正しい情報を正確に伝え、関係者の理解を得ていくことが重要。
- 平成31年4月、厚生労働省ホームページ上に、ライフイベントごとに必要な年金情報が整理されたサイトである「年金ポータル」が開設されたところであり、引き続き広報の充実・強化に取り組むとともに、戦略的な広報展開を検討すべき。
- モデル年金以外の所得保障の状況についてもイメージできるようにわかりやすく示す工夫を重ねていくことが今後とも重要。
- 公的年金、私的年金を通じて、個々人の現在の状況と将来の見通しを全体として「見える化」し、老後の生活設計をより具体的にイメージできるようにするための仕組みを検討すべき。
- 個別の制度の仕組みや個々人の状況の情報提供にとどまらず、誰もが人生を歩んでいく上で避けることのできないリスク（年金制度の場合は稼得能力の喪失）に対して、社会全体で連帯して備える社会保障制度という大きな枠組みの中で、貯蓄ではなく保険の考え方を基本に構築されている年金制度の意義や位置付けを理解してもらうことも重要であり、子どもの頃から生涯を通じた年金教育の取組を進める必要がある。

年金改正法の附則の検討規定(第3～5項は衆議院における修正により追加)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号) **第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化**その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。) **について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**(参考1)

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、**厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

3 **前二項の検討は、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。**(参考2)

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、**国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討**を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考1) 2013年プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号))

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

(参考2) 第二条第3項における用語

○国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通し

→国民年金(基礎年金部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し

○厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通し

→厚生年金保険(報酬比例部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し

○国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率

→モデル年金の所得代替率

○同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るもの

→基礎年金部分の所得代替率

令和2年年金改正法 附帯決議

衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)

参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)

被用者保険の適用拡大

- 一 短時間労働者に対する被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、当分の間の経過措置となっている企業規模要件については、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。
- 二 被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対しては、各種の支援措置の充実を検討すること。

- 一 被用者保険の適用については、被用者には被用者保険を適用するとの考え方に立ち、個人事業所に係る適用業種の見直しも含めた更なる適用拡大に向け、検討を促進すること。特に、短時間労働者に対する被用者保険の適用に係る企業規模要件については、あくまで経過措置として規定されたものであり、本来撤廃すべきものであることから、被用者保険の適用拡大により保険料負担が増加する中小企業に対する支援の拡充等を進めつつ、できる限り早期の撤廃に向け、速やかに検討を開始すること。あわせて、労働時間要件及び賃金要件に係る適用拡大についても検討に着手し、早期に必要な措置を講ずること。
- 二 被用者保険適用の可能性があるにもかかわらず、適用されずに取り残されている労働者について適用の徹底を図るとともに、労働政策と連携を図りつつ、脱法的な被用者保険の適用逃れを防止するための対策を講ずること。あわせて、厚生年金保険の適用・徴収対策に係る日本年金機構の組織体制の強化を進めること。
- 三 複数の雇用関係に基づき複数の事業所で勤務する者が、いずれの事業所においても単独では適用要件を満たさないが労働時間等を合算して適用要件を満たす場合について、更なる企業規模要件の見直しとあわせ、実務上の実行可能性も踏まえつつ、雇用保険の取扱い等も考慮し、該当する労働者にふさわしい保障の在り方について検討を行うこと。

財政検証

- 四 次期財政検証に向けて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急速な景気後退や暮らし方、働き方の変化等による社会経済への長期的な影響等について、早期に検討を開始し、その結果を踏まえた財政検証を実施すること。加えて、次期財政検証では、全要素生産性上昇率や実質賃金上昇率の長期の前提について足下の状況を踏まえ、現実的かつ多様な経済前提の下でその結果を示すとともに、モデル年金世帯以外の多様な世帯の所得代替率を試算するなど、より実態に即した検証を行うこと。
- 五 前回の財政検証後に行われたピアレビューで指摘された確率的将来見通しと分布推計について、引き続きその実現について指摘されている様々な課題を含めて検討を行い、その検討結果を公表すること。

基礎年金水準

- 三 今後の年金制度の検討に当たっては、これまでの財政検証において、国民年金の調整期間の見通しが厚生年金保険の調整期間の見通しと比較して長期化し、モデル年金の所得代替率に占める基礎年金の額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを十分に踏まえて行うこと。
- 四 将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

- 六 基礎年金制度の創設時において、基礎年金が国民の老後生活の基礎的部分を保障するものとして設定された経緯も踏まえ、将来の所得代替率の低下が見込まれる基礎年金の給付水準の引上げ等を図るため、国民年金の加入期間を延長し、老齢基礎年金額の算定の基礎となる年数の上限を四十五年とすることについて、基礎年金国庫負担の増加分の財源確保策も含め、速やかに検討を進めること。

	衆議院厚生労働委員会(令和2年5月8日)	参議院厚生労働委員会(令和2年5月28日)
繰下げ受給	五 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があること、社会保険料や所得税、住民税の負担が増加する場合があることについても、国民に分かりやすい形で周知徹底すること。	七 年金の繰下げ受給については、年金額が増額される一方で、加給年金や振替加算が支給されない場合があることや、社会保険料、所得税、住民税等の負担が増加することについても、国民に分かりやすい形で周知徹底するとともに、国民が年金額と社会保険料等の負担の変化を簡易にイメージできるような方策を検討すること。
GPIF	六 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年一回は公表すること。	八 年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)等が管理・運用する年金積立金については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことから、市場の動向等を踏まえた適切なリスク管理を行うこと。また、国民が理解しやすい情報開示に努めるとともに、会計検査院から開示を求められていたストレステスト等の中長期のリスク情報については、GPIFの業務概況書に記載するなど少なくとも年一回は公表すること。なお、GPIFの経営委員会の委員構成など年金積立金の管理運用に関して、諸外国の実態にも倣い、被保険者の代表の意向が適切に反映されること等を念頭に置いた制度運営や見直しの検討を行うこと。
私的年金	七 国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。	九 自営業者等の高齢期の経済基盤の充実を図るため、国民年金基金や個人型確定拠出年金(iDeCo)への加入の促進を図ること。また、個人型確定拠出年金の加入者手数料等に係る透明性を確保するため、国民年金基金連合会等に対し、手数料の算定根拠に関する情報公開を定期的に行うよう促すこと。
3号		十 昭和六十一年の制度創設以降、共働き世帯が著しく増加しているといった時代の変化を踏まえ、国民年金第三号被保険者制度の在り方について検討を進めること。
給付金	八 年金生活者支援給付金の額その他の事項については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況及び老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。	十一 年金生活者支援給付金の在り方については、低所得である高齢者等の生活状況、低所得者対策の実施状況、老齢基礎年金の額等を勘案し、総合的に検討すること。
育児期免除	九 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。	十二 今後、社会保障の支え手である現役世代の負担増が見込まれる中、特に子育て世代の負担軽減を図るため、被用者保険には産前産後・育児休業期間の保険料の免除制度が設けられていることを踏まえ、財政負担の在り方にも留意しつつ、国民年金における本法附則第二条第四項の検討と併せて国民健康保険の保険料における配慮の必要性や在り方等についても検討すること。